仕　　様　　書

（モバイル型アイカメラシステム　１式）

平成27年7月3日公告

京都市産業技術研究所

Ⅰ．仕様書概要の説明

１．調達の背景及び目的

眼球運動計測により人の視環境を客観的に確認でき、「何に関心を持っているか」などの心理状態も把握できる。

伝統工芸や匠の技術を継承していくにあたり、ベテラン者と初心者の比較を行うため、広い研究活動分野で利用されるモバイル型アイカメラシステムを設置する。

２．調達物品名及び構成内訳

モバイル型アイカメラシステム　１式

（構成内訳）

１　モバイル型アイカメラシステム　　１台

以上 搬入・据付・配線・調整を含む。（詳細については「Ⅱ．調達物品に備えるべき技術的要件」に示す。）

３．設置場所

〒600-8815　京都市下京区中堂寺粟田町91

４．納入期限

平成27年8月31日

５．技術的要件の概要

⑴ 本調達物品に係る性能、機能及び技術等（以下「性能等」という。）の要求要件（以下「技術的要件」という。）は「II. 調達物品の備えるべき技術的要件」に示すとおりである。

⑵ 技術的要件はすべて必須要件である。

⑶ 必須の要求要件は本所が必要とする最低限の要求要件を示している。入札機器の性能等がこれを満たしていないと判断された場合には不合格となり、落札決定の対象から除外する。

⑷ 入札機器の性能等が技術的要件を満たしているか否かの判定は、本所の技術審査職員が、入札機器に係る技術仕様書を含む入札説明書で求める提出資料の内容を審査して行う。

６．提案に関する留意事項

⑴ 提案に際しては，提案機器が本仕様書の要求要件をどのように満たすか，あるいはどのように実

現するかを要求要件ごとに具体的に，かつ，わかりやすく，資料等を添付して説明すること。また，提案が仕様を満たしていることを，提出書類のどの部分で証明できるか，参照すべき箇所を明示すること。参照すべき箇所が次頁の仕様書，説明書，カタログなどである場合は，アンダーラインを付したり，色付けしたり，余白に大きく矢印を付したりすることによって該当部分をわかりやすくしておくこと。従って，審査するに当たって提案の根拠が不明確な場合や，単に「実現します」とか「可能です」といった回答であるがために，仕様説明が不十分で技術審査に重大な支障がある場合は，要求要件を満たしていないものとみなす。

(2) 提案された内容等について、問い合わせやヒアリングを行うことがある。

(3) 提出資料等に関する照会先を明記すること。

Ⅱ．調達物品に備えるべき技術的要件

（性能機能に関する要件）

（１）モバイル型アイカメラシステム

①検出方式	振動に強い瞳孔/角膜反射法・瞳孔法・角膜反射法の3種類から選択できること。
②測定眼	視差補正する為、両眼測定が可能なこと。輻輳角からの注視点深度の計測が可能なこと。
③検出レート	60Hz以上であること。
④視野ｶﾒﾗ撮影レンズ	標準で水平画角62°の範囲を撮影でき、必要に応じさらに広角レンズ・狭角のレンズが追加可能であること。
⑤瞳孔径出力	瞳孔の直径計測が可能なこと。
⑥頭部への装着	眼鏡の被験者でも装着が容易で、負担が少ない帽子型であること。
⑦電源	専用バッテリーおよびAC駆動が可能なこと。
⑧データの記録・保存	アイマーク映像データ（右眼、左眼、視差補正アイマークが重畳したもの）とバイナリ形式データを本体挿入のSDカードに記録できエクセルに読み込みできるよう、CSVへの変換機能を有すること。
⑨信号出力機能	瞳孔径、瞬目回数、停留時間などの設定条件に基づき信号出力できること。
⑩入力信号	カウンタリセット、キュー、音声が入力できること
⑪出力信号	映像NTSC/PAL切替、音声、シリアルデータ、各種TTLイベント信号が出力できること。
⑫重量	ヘッドユニット200g以下、コントローラ600ｇ以下であること。
⑬解析ソフトウエア	停留データ、瞬目解析、輻輳角、瞳孔反応分析、注視分析ができること。
⑭付属品	収納ケース、SDカード、検出器を固定し調整できる顎台が付属すること。

Ⅲ．性能機能以外の要件

１．本体基礎及び既存機器撤去と設置条件等

1）搬入，調整及びこれらに付帯する作業に要するすべての費用は，本調達に含むものとする。

2）　搬入及び調整については，本校の業務に支障をきたさないよう本校担当者と協議の上，その指示によることとし，全体の動作確認を行った後に受注者立ち会いのうえで、本調達物品を引き渡すこと。

３．運用保守体制

1）通常の使用で発生した故障に対して、平日（国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日及び12月29日から1月3日の年末年始を除く月曜日から金曜日）の障害発生通知後24時間以内に電話などにより障害への対応が可能であることと事前にその体制表を示すこと。

４．教育支援体制等

1）本調達物品の操作に必要とされるマニュアル，仕様書，図面及び取扱説明書等は，日本語で書かれたものを１部提供すること。

2）導入時に，使用説明会を実施すること。

Ⅳ．その他

１．代金の支払条件

（１）代金の請求書は，契約係に送付するものとする。

（２）代金は，物品の納入検査合格後，供給者からの適正な請求書を受理した日から起算して６０日以内に１回で支払うものとする。

２．特定条件

（１）この契約に定めのない事項について，これを定める必要がある場合は双方協議の上定めるものとする。